警戒配備及び非常配備に関する要綱

改正：令和３年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は，新潟市災害対策本部規程（平成４年新潟市災害対策本部規程第１号。以下「規程」という。）第16条並びに新潟市災害警戒本部運営要綱第６条第１項，第７条第２項及び第１１条第１項の規定に基づき，職員の警戒配備及び非常配備について必要な事項を定めるものとする。

（警戒配備）

第２条　警戒配備の区分は，１号配備及び２号配備とし，基準及び体制並びに配備指令の発令者は，別表１のとおりとする。

２　警戒配備の対象部局及び人員は，別表２のとおりとする。

（非常配備）

第３条　非常配備の区分は，準３号配備，３号配備及び４号配備とし，基準及び体制並びに配備指令の発令者は，別表１のとおりとする。

２　非常配備の対象部局及び人員は，別表２のとおりとする。

（勤務時間外の自主参集）

第４条　職員は，勤務時間外に４号配備の配備基準に該当する事態が生じた場合は，配備指令を待つことなく，直ちに参集するものとする。

２　参集場所等については，別表３のとおりとする。

（配備状況の報告）

第５条　警戒配備及び非常配備の対象部局は，職員の配備状況について，適宜，任意の様式により危機管理監に報告するものとする。

（伝達系統図の作成）

第６条　危機管理監及び災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は，配備指令を伝達するため，伝達系統図を作成し，勤務時間内外を問わず使用できる状態にしておかなければならない。

２　伝達系統図には，伝達相手の職・氏名・勤務場所電話，自宅電話等を掲載する。

３　災害対策本部各対策部及び各区本部を総務する班の班長となる者は，常に最新の内容の伝達系統図を作成しておき，その写しを危機管理監に提出するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか，警戒配備及び非常配備に関し，必要な事項は別に定める。

（適用除外）

第８条　警戒配備及び非常配備に関し，消防局及び市民病院は別の定めにより行うものとする。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年２月１８日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。（平成２３年３月２５日改正）

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。（平成２３年４月１日改正）

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年７月１７日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別表１（第２条，第３条関係）

配備区分表

配備区分（発令者）		配備基準	活動内容
警戒本部	１号配備（危機管理監）	１　市域内に震度４※1の地震が発生した場合 ２　気象業務法に基づく気象警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪）が発表された場合 ３　水防警報※2又は洪水予報※3が発表された場合 ４　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 ５　その他危機管理監が必要と認める場合	１　必要な職員の配備 ２　情報の収集・伝達及び処理 ３　災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 ４　災害の警戒及び応急対策上必要な活動実施
	２号配備（危機管理監）	１　台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し，更なる被害の拡大が見込まれる場合 ２　県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合又は土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準※4を満たした場合 ３　その他危機管理監が必要と認める場合	１号配備における活動に加え， １　必要に応じた避難者の受入体制の確立 ２　必要に応じた警戒出動及び応急活動の実施 ３　必要に応じた広報体制の確立 ４　避難情報発令の検討
災害対策本部	準３号配備（市長）	１　河川の洪水災害に係る避難情報の発令が決定した場合 ２　土砂災害に係る避難情報の発令が決定した場合 ３　高潮災害に係る避難情報の発令が決定した場合 ４　新潟県上中下越に津波注意報が発表された場合 ５　気象業務法に基づく気象特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪）が発表された場合 ６　その他本部長が必要と認める場合	１　必要な職員を配備 ２　情報の収集・伝達及び処理 ３　避難者の受入れ ４　応急活動の実施 ５　広報活動の実施 ６　避難情報発令の周知
	３号配備（市長）	１　市域内に震度５弱，５強※1の地震が発生した場合 ２　新潟県上中下越に津波警報が発表された場合 ３　台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生し，全市的な対応が必要な場合 ４　その他本部長が必要と認める場合	１　必要な職員を配備 ２　情報の収集・伝達及び処理 ３　避難者の受入れ ４　応急活動の実施 ５　広報活動の実施 ６　避難情報発令の周知
	４号配備（市長）	１　市域内に震度６弱※1以上の地震が発生した場合 ２　新潟県上中下越に大津波警報が発表された場合 ３　台風や集中豪雨等により市内全域にわたって被害が続発し，全市的な対応が必要な場合 ４　その他本部長が必要と認める場合	１　全職員の配備 ２　災害応急対策が最大限機能する体制の確立 ３　班ごとの応急対策マニュアルに基づいた行動

※１　震度の判断については，新潟地方気象台が発表する「各地の震度に関する情報」に基づくものとする。ただし，通信回線の途絶等により認知できない場合は，気象庁の震度階級関連解説表に基づき，危機管理監が震度を推定するものとする。

※２　「水防警報」とは，水防法第16条の規定に基づき，北陸地方整備局信濃川下流河川事務所，阿賀野川河川事務所又は新潟県が発表するものをいう。

※３　「洪水予報」とは，水防法第10条及び11条の規定に基づき，新潟地方気象台が北陸地方整備局信濃川下流河川事務所，阿賀野川河川事務所又は新潟県と共同して発表するものをいう。

※４　「土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準」とは，気象庁から「大雨警報（土砂災害）」が発表中に，新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュの色が黄，赤，ピンクいずれかになった場合をいう。

別表2（第2条，第3条関係）　配備体制表

| 対策部名 | 班名 | 部・局名 | 課・機関 | 1号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 準3号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表2（第2条，第3条関係）　配備体制表

| 対策部名 | 班名 | 部・局名 | 課・機関 | 1号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表2（第2条，第3条関係）　配備体制表

| 対策部名 | 班名 | 部・局名 | 課・機関 | 1号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 準3号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表2（第2条，第3条関係）　配備体制表

| 対策部名 | 班名 | 部・局名 | 課・機関 | 1号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 準3号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表2（第2条，第3条関係）　配備体制表

| 対策部名 | 班名 | 部・局名 | 課・機関 | 1号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 準3号配備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表３（第４条関係）

勤務時間外の４号配備による職員の参集区分表

職員区分	参集要領	対　象　職　員
本部参集職員	災害対策本部に参集する。	○　災害対策本部事務局員 ○　対策部情報連絡員 ○　協力部職員※
所属参集職員	所属又は所属長があらかじめ指定した場所に参集する。 ただし，交通の途絶、道路の損壊等により参集しがたい場合は、一時的に居住地の直近の区役所、出張所等に参集し災害対応を行う。	本部参集職員及び避難所指名職員を除く全ての職員
避難所指名職員	指定された避難所に参集する。	地域に居住する職員の中からあらかじめ指名された職員

※初動としては、各協力部から２名が災害対策本部に参集する。それ以外の協力部職員については自所属に参集する。
その他、必要に応じて災害対策本部からの指示により、指定された場所に参集する。